



平成23年9月28日

つくばみらい市教育委員会
委員長 高橋 隆太 殿

つくばみらい市義務教育施設適正配置審議会
会長 染谷 礼子

つくばみらい市内の義務教育施設の適正配置について（答申）

つくばみらい市義務教育施設適正配置審議会（以下、審議会）は、つくばみらい市教育委員会教育長の委嘱を受けて、平成21年10月2日に発足し、平成23年3月25日付け、みらい教第257号文書によって、みだしのことについて諮問を受けました。

諮問文によれば、「つくばみらい市内の学校においては、今後、少子化が進み、児童生徒数の減少に伴い小規模校化が進んでいます。一方、つくばエクスプレス沿線開発地のみらい平地区では、児童生徒数が増加し大規模校化が進んでいます。このような状況の中で、未来を担う子どもたちにとって、よりよい教育環境とはどのような環境であるのか、つくばみらい市の歴史や文化、そして地域の実情を踏まえた上で、つくばみらい市の学校教育の一層の向上のために、教育的視点から審議していただき、答申をいただきたい。」でありました。

このことについて、市内小中学校の少子化の現状と課題、学校の適正規模化の必要性、学校施設の現状、市の人口動態の把握に努めるとともに、すべての小中学校に赴き、保護者への説明と意識調査を行い、審議を重ねてきました。

その結果、つくばみらい市内の義務教育施設の適正配置にかかる基本的な考え方について、次のとおり答申します。

記

1 つくばみらい市立小中学校の適正規模について

小学校については、各学年ともにクラス替えによる交流が図られるよう1学年2学級（計12学級）以上、また、中学校については、すべての教科の

担任が配置でき、かつ多様な教育活動ができるよう1学年3学級（計9学級）以上が、将来を見据えた理想的な学校規模であると考えます。

しかし、学級規模が適正であれば地域の実情を考慮して、単学級でも存続を認めることも考えられます。「学級規模が適正」とは、具体的に1学級あたり20人を超えることと考えます。

ただし、①複式学級が2つ以上となってしまう場合、②20人以下となる学年が3学年以上となった場合で地域住民の理解が得られている場合、③地域住民の多数が統合を望み市に要望がもたらされた場合、のいずれかに該当する場合は、統合することが望ましいと考えます。

2 つくばみらい市立小中学校の適正配置について

既設の学校は、その所在地と学区が現在のものに設定されていることについて、それぞれの歴史的・文化的経緯と事情を持っています。それらは、生活の中の教育と結合しているという意味で大切にしなければなりません。学校が「適正規模」にあって、子どもたちの教育を受ける権利を侵害しない限りは、現在の所在地と学区を今後も継続することが望ましいと考えます。

しかし、子どもの数が減少して、どうしても「適正規模」に達せず、他の学校との統合などを考えざるを得ない過小規模校の場合や、逆に子どもの数が増加して「適正規模」以内に維持することができず、学校分割をせざるを得ない過大規模校の場合などには、既設の所在地や学区の範囲の見直しを検討することが望ましいと考えます。

このような観点から審議会では、別添資料により小学校10校、中学校4校及びみらい平地区への新設校を含めた適正配置について審議してきました。

市内には、すでに全学年が単学級でクラス替えが出来なくなっており今後も児童数が徐々に減少すると予想される小規模校と、つくばエクスプレス沿線開発に伴い児童数が増加し大規模化が進んでいる学校があることから、まずは、大規模化が進んでいる学校を優先して、その対応を検討する必要があると考え、審議をしてきました。

その結果を、平成23年3月25日付け文書にて、「みらい平地区においては、平成23年度学校建設に関する基本計画をとりまとめ、早期に学校の建設に着手することを強く望みます。」との意見書を提出したところであります。

また、小規模校については、最も近接した小学校やみらい平地区への新設校と統合した場合の学級数や最大通学距離等の変化について具体的な検討（別添資料）を行いました。これは、あくまでも一つの手法であり、当審議会がこうした形での統合を提案するものではありません。

したがって、今後、小中学校の適正配置について個別具体の検討を行うにあたっては、子どもにとって望ましい教育環境の整備という観点を常に念頭に置きながら、地域の実情等についても充分考慮した上で、様々な視点から協議を重ねることを強く望みます。

3 みらい平地区の児童生徒の増加に伴う小中学校の取り扱いについて

みらい平地区では、大規模な人口の流入が予測されていることから、学校建設については、「みらい平地区学校建設基本構想」に基づいて早期に進めることを望みます。

また、新設校が開校するまでの間、既設校と綿密な連携を深め、現有施設を最大限活用することを考えながらも、在校している児童生徒に十分に教育的な配慮を施すことが肝要であり、当該地域には既設校が所在し学区が既設されているので、新旧両校あるいは近隣校を含めて、学区を改めて設定する必要があることから、市においても十分検討されるよう強く望みます。

4 付帯事項

- (1) 適正配置の実施方法や実施時期については、行政のみで決定するのではなく、地域の方々に、きめ細かな情報提供を行うとともに、丁寧な意見聴取を行いながら進めること。
- (2) 個別具体の検討にあたっては、それぞれの学校に通う児童生徒の保護者や未就学児の保護者、学校教職員、地域の方々等の合意形成を図るよう努めること。
- (3) 適正配置にかかる具体的な実施方法については、近接校との統合だけでなく、学区変更や学校選択制の導入など、様々な視点から検討すること。
- (4) 統合することになった場合には、統合後の児童生徒の環境の変化に配慮し、統合前に学校間の交流を行うなどして、児童生徒相互の融和を図ること。
- (5) 統合により、遠距離通学となる児童については、スクールバス等の通学支援について十分に検討すること。
- (6) 必要に応じ、再度「つくばみらい市義務教育施設適正配置審議会」を立ち上げ、審議検討を行うこと。

5 添付資料

別添資料

付属資料

みらい平地区学校建設基本構想

